

# 工事等随意契約結果表

令和3年7月～令和3年9月

契約分

さいたま市

## 工事等随意契約結果表

公表事項	内 容
所管課	建設局北部建設事務所下水道建設課
件名	下水道事業詳細設計業務（北建－R 3－4 0 3）
履行場所	さいたま市見沼区大和田町 1 丁目地内
契約締結日	令和 3 年 7 月 9 日
契約の相手方の 商号又は名称	株式会社関東工社
契約金額（円）	¥1,265,000
随意契約によるこ ととした理由	本業務は、下水道事業実施設計業務（北建－3 0－1 0 3）を基礎としており、当該業務についても、工事計画内容及び現場条件を熟知し、迅速かつ適切に業務を履行することができ、また、基礎調査の必要がなく経費削減を図れることから、上記業者を特命とし、地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 6 号の規定による随意契約を締結しました。
備考	

## 工事等随意契約結果表

公表事項	内 容
所管課	建設局北部建設事務所下水道再整備課
件名	下水道事業詳細設計業務（北再－R 3－8 0 1）
履行場所	さいたま市大宮区大門町 1 丁目地内外
契約締結日	令和 3 年 8 月 6 日
契約の相手方の 商号又は名称	京葉シビルエンジニアリング株式会社 埼玉営業所
契約金額（円）	¥4,070,000
随意契約によるこ ととした理由	本業務は、下水道事業耐震実施設計業務（北再－R 1－5 5 5）を基礎としており、当業務についても、工事内容及び現場条件を熟知し、迅速かつ適切に業務を履行することができ、また、基礎調査の必要がなく経費削減を図れることから、上記業者を特命とし、地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 6 号の規定による随意契約を締結しました。
備考	

## 工事等随意契約結果表

公表事項	内 容
所管課	建設局北部建設事務所下水道建設課
件名	下水道事業詳細設計業務（北建－R 3－4 0 4）
履行場所	さいたま市岩槻区宮町1丁目地内
契約締結日	令和3年8月6日
契約の相手方の 商号又は名称	株式会社日本水工コンサルタント 関東支店
契約金額（円）	¥3,740,000
随意契約によるこ ととした理由	本業務は、公共下水道修正設計業務（北建－2 6－1 2 6）を基礎としており、当該業務についても、工事計画内容及び現場条件を熟知し、迅速かつ適切に業務を履行することができ、また、基礎調査の必要がなく経費削減を図れることから、上記業者を特命とし、地方公営企業法施行令第2 1条の1 4第1項第6号の規定による随意契約を締結しました。
備考	

## 工事等随意契約結果表

公表事項	内 容
所管課	建設局北部建設事務所下水道再整備課
件名	下水道事業詳細設計業務（北再－R 3－8 0 3）
履行場所	さいたま市大宮区桜木町4丁目地内外
契約締結日	令和3年9月10日
契約の相手方の 商号又は名称	株式会社日本設計コンサルタント
契約金額（円）	¥3,190,000
随意契約によるこ ととした理由	本業務は、下水道事業耐震実施設計業務（北再－R 2－5 5 1）を基礎としており、当業務についても、工事計画内容及び現場条件を熟知し、迅速かつ適切に業務を履行することができ、また、基礎調査の必要がなく経費削減を図ることができることから、上記業者を特命とし、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号の規定による随意契約を締結しました。
備考	

## 工事等随意契約結果表

公表事項	内 容
所管課	建設局南部建設事務所下水道建設課
件名	下水道事業詳細設計業務（南建－R 3－4 0 2）
履行場所	さいたま市緑区大字下山口新田地内外
契約締結日	令和 3 年 9 月 16 日
契約の相手方の 商号又は名称	株式会社光エンジニアリング
契約金額（円）	¥1,199,000
随意契約によるこ ととした理由	本業務は、下水道事業実施設計業務（南建－3 0－1 0 2）を受託しており、工事計画内容及び現場条件を熟知し、迅速且つ適切に業務を履行することができ、基礎調査の必要がなく経費削減を図ることができることから、上記業者を特命とし、地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 6 号の規定による随意契約を締結しました。
備考	

## 工事等随意契約結果表

公表事項	内 容
所管課	建設局北部建設事務所下水道建設課
件名	下水道事業詳細設計業務（北建－R 3－4 0 5）
履行場所	さいたま市見沼区大字小深作地内外
契約締結日	令和 3 年 9 月 22 日
契約の相手方の 商号又は名称	株式会社東京建設コンサルタント 埼玉事務所
契約金額（円）	¥2,805,000
随意契約によるこ ととした理由	本業務は、公共下水道実施設計業務（北建－2 5－1 0 2）を基礎としており、当該業務についても、工事計画内容及び現場条件を熟知し、迅速かつ適切に業務を履行することができ、また、基礎調査の必要がなく経費削減を図れることから、上記業者を特命とし、地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 6 号の規定による随意契約を締結しました。
備考	